

議案第 6 号

大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 23 年 3 月 3 日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、特別職の職員で非常勤のもの報酬の額を改めることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大口村条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「						
	廃棄物減量等推進協議会委員	年額	11,800円			
	社会教育委員	年額	13,500円			
	文化財保護審議会委員	年額	15,500円			
	公民館運営審議会委員	年額	13,500円			
	図書館協議会委員	年額	13,500円			
	青少年問題協議会委員	年額	13,500円			
	」					

を

「						
	廃棄物減量等推進協議会委員	1回	5,900円			
	社会教育委員	1回	5,900円			
	文化財保護審議会委員	1回	5,900円			
	公民館運営審議会委員	1回	5,900円			
	図書館協議会委員	1回	5,900円			
	青少年問題協議会委員	1回	5,900円			
	」					

に

改め、

「						
	学校医	年額＝固定額＋人数割額				
		固定額				
		内科医	431,200円			
		歯科医、眼科医及び耳鼻科医				
			245,000円			
		人数割額				
	」					

	児童1人当り 1,230円
保育園嘱託医	年額＝固定額＋人数割額 固定額 内科医 431,200円 歯科医 245,000円 人数割額 園児1人当り 1,230円

を

学校医	年額＝固定額＋人数割額 固定額 内科医 431,200円 歯科医、眼科医及び耳鼻科医 245,000円 人数割額（児童生徒1人当たり） 内科医、眼科医及び耳鼻科医 990円 歯科医 1,230円
保育園嘱託医	年額＝固定額＋人数割額 固定額 内科医 431,200円 歯科医 245,000円 人数割額（園児1人当たり） 内科医 990円 歯科医 1,230円

に

改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新		
別表（第2条、第5条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額
略	略	略
廃棄物減量等推進協議会委員	1回 5,900円	〃
社会教育委員	1回 5,900円	〃
文化財保護審議会委員	1回 5,900円	〃
公民館運営審議会委員	1回 5,900円	〃
図書館協議会委員	1回 5,900円	〃
青少年問題協議会委員	1回 5,900円	〃
略	略	略
学校医	年額＝固定額＋人数割額 固定額 内科医 431,200円 歯科医、眼科医及び耳鼻科医 245,000円 人数割額（児童生徒1人当たり） 内科医、眼科医及び耳鼻科医 990円 歯科医 1,230円	〃
保育園嘱託医	年額＝固定額＋人数割額 固定額 内科医 431,200円 歯科医 245,000円 人数割額（園児1人当たり） 内科医 990円 歯科医 1,230円	〃

旧

別表（第2条、第5条関係）

区分	報酬の額	旅費の額
略	略	略
<u>廃棄物減量等推進協議会委員</u>	<u>年額 11,800円</u>	〃
<u>社会教育委員</u>	<u>年額 13,500円</u>	〃
<u>文化財保護審議会委員</u>	<u>年額 15,500円</u>	〃
<u>公民館運営審議会委員</u>	<u>年額 13,500円</u>	〃
<u>図書館協議会委員</u>	<u>年額 13,500円</u>	〃
<u>青少年問題協議会委員</u>	<u>年額 13,500円</u>	〃
略	略	略
<u>学校医</u>	<u>年額＝固定額＋人数割額</u> <u>固定額</u> <u>内科医 431,200円</u> <u>歯科医、眼科医及び耳鼻科医</u> <u>245,000円</u> <u>人数割額</u> <u>児童1人当り 1,230円</u>	〃
<u>保育園嘱託医</u>	<u>年額＝固定額＋人数割額</u> <u>固定額</u> <u>内科医 431,200円</u> <u>歯科医 245,000円</u> <u>人数割額</u> <u>園児1人当り 1,230円</u>	〃